

軽自動車税が軽自動車税「種別割」に変更

従来の軽自動車税は、軽自動車税種別割に名称が変更されます。税率の変更はありません。

令和2年度軽自動車税種別割の税率

原動機付自転車・二輪車・小型特殊自動車

車種区分		税率(年税額)
原動機付自転車	第1種(50cc以下)	2,000円
	第2種乙(50cc超90cc以下)	2,000円
	第2種甲(90cc超125cc以下)	2,400円
	ミニカー	3,700円
軽自動車	二輪(125cc超250cc以下)	3,600円
小型特殊自動車	農耕用	2,400円
	その他	5,900円
二輪小型自動車(250cc超)		6,000円

三輪・四輪以上の軽自動車

車種区分			税率(年税額)			
			平成27年3月31日までに最初の新規検査をした車両	平成27年4月1日以後に最初の新規検査をした車両 ※排出ガス性能や燃費性能の優れた車両はグリーン化特例(軽課)を適用	最初の新規検査から13年を経過した車両	
軽自動車	三輪	乗用	3,100円	3,900円	4,600円	
		貨物	3,100円	3,900円	4,600円	
	四輪以上	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
		貨物	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		貨物	営業用	3,000円	3,800円	4,500円

※最初の新規検査をした年月は自動車検査証の初度検査年月欄をご確認ください

グリーン化特例(軽課)延長後、対象が見直しに

軽自動車税種別割を軽減するグリーン化特例(軽課)は、消費税率引き上げに配慮し、現在の制度が令和3年度の税金まで延長されます。

その後、令和4・5年度の税金では、自家用

乗用車の電気自動車・燃料電池自動車・天然ガス自動車のみに対象が限定され、貨物車と営業用乗用車は、対象外になります。

グリーン化特例(軽課)の税率

令和2・3年度

車種区分		税率(年税額) ※令和2年度のものを基準に算出						
		電気自動車・燃料電池自動車(電気を動力源とし内燃機関を有しないもの)・天然ガス自動車(天然ガス自動車は平成30年排出ガス規制適合または平成21年排出ガス規制からNOx10%低減車)		ガソリン車・ハイブリッド車 (平成30年排出ガス規制50%低減車または平成17年排出ガス規制75%低減車)				
				基準1 ※1		基準2 ※2		
購入期間および初度検査年月		平成31年4月～令和2年3月 (令和2年度の税金)	令和2年4月～令和3年3月 (令和3年度の税金)	平成31年4月～令和2年3月 (令和2年度の税金)	令和2年4月～令和3年3月 (令和3年度の税金)	平成31年4月～令和2年3月 (令和2年度の税金)	令和2年4月～令和3年3月 (令和3年度の税金)	
軽自動車	三輪	乗用	1,000円		2,000円		3,000円	
		貨物	1,000円		2,000円		3,000円	
	四輪以上	乗用	自家用	2,700円		5,400円		8,100円
		乗用	営業用	1,800円		3,500円		5,200円
		貨物	自家用	1,300円		2,500円		3,800円
		貨物	営業用	1,000円		1,900円		2,900円

※1 乗用：平成32(令和2)年度燃費基準+30%以上達成車 貨物：平成27年度燃費基準+35%以上達成車
 ※2 乗用：平成32(令和2)年度燃費基準+10%以上達成車 貨物：平成27年度燃費基準+15%以上達成車

令和4・5年度

車種区分		税率(年税額) ※令和2年度のものを基準に算出				
		電気自動車・燃料電池自動車・天然ガス自動車 (上表の基準と同じ)		ガソリン車・ハイブリッド車		
購入期間および初度検査年月		令和3年4月～令和4年3月 (令和4年度の税金)	令和4年4月～令和5年3月 (令和5年度の税金)	令和3年4月～令和4年3月 (令和4年度の税金)	令和4年4月～令和5年3月 (令和5年度の税金)	
軽自動車	三輪	軽減なし				
		乗用	自家用	2,700円	軽減なし	
	四輪以上	乗用	営業用	軽減なし	軽減なし	
		貨物	自家用	軽減なし	軽減なし	
		貨物	営業用	軽減なし	軽減なし	